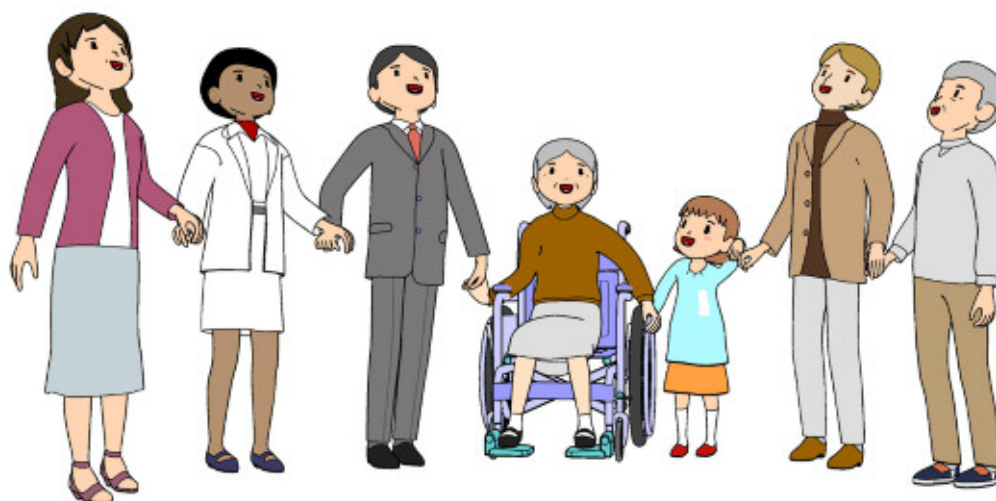


第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する 総合推進指針

(原案)



平成28年3月
芦屋市

芦屋市市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5月3日制定

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

も く じ

指針の構成	1
第1章 策定にあたって	
1-1 策定の趣旨と目的	2
1-2 国際社会とわが国における取組	3
1-3 芦屋市における取組	4
第2章 基本理念と基本方針	
2-1 人権の基本理念	10
2-2 人権教育・人権啓発推進のための基本方針	11
第3章 主な人権課題の現状と方向性	
3-1 女性の人権	12
3-2 子どもの人権	14
3-3 高齢者の人権	16
3-4 障がいのある人の人権	18
3-5 同和問題	20
3-6 外国人の人権	22
3-7 HIV感染者などの人権	24
3-8 犯罪被害者などの人権	24
3-9 刑を終えて出所した人の人権	25
3-10 情報化などに伴う人権侵害	26
3-11 性的少数者の人権	27
3-12 その他の人権問題	28
第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性	
4-1 家 庭	29
4-2 学校等	29
4-3 地 域	30
4-4 事業所	30
4-5 その他の場や機会	31
第5章 市職員等への教育・啓発	
5-1 職員の意識向上	32
5-2 特定職業従事者の意識向上	33
第6章 本指針の総合的効果的な推進	
6-1 事業計画の策定と評価	35
6-2 推進体制の充実	35
6-3 人権関係機関等との連携・ネットワーク構築	35
6-4 参画・協働の推進	35
6-5 指針の期間と見直し	35
用語解説	36
資 料	

文中の「意識調査」やそのグラフの調査概要は以下の通りです。

人権についての市民意識調査

調査対象：芦屋市内在住の16歳以上の男女2,500人

調査期間：平成26年9月

回収率：48.9%（1,218人）

人権についての職員意識調査

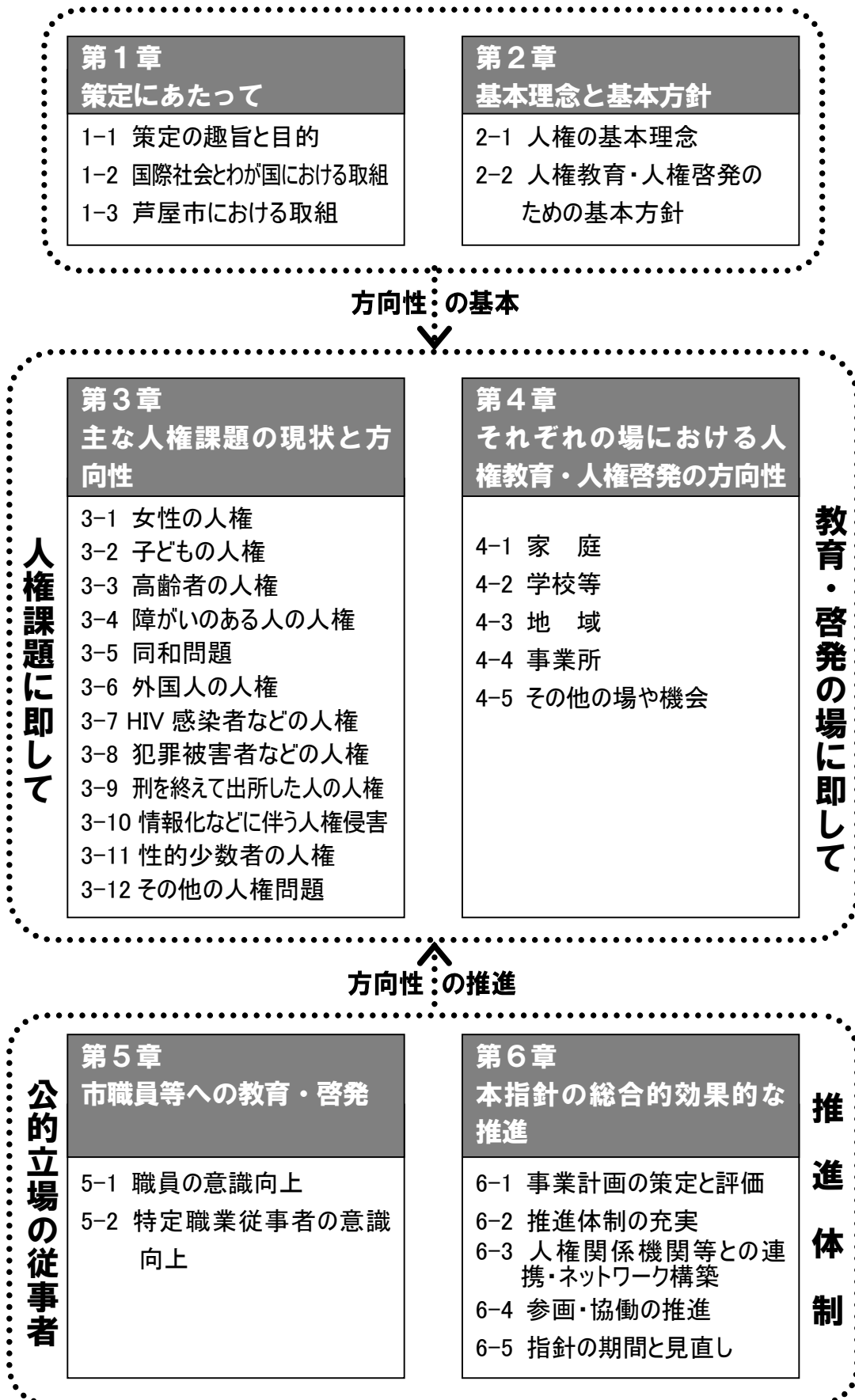
調査対象：1,408人（市職員1,131人、教職員277人）

調査期間：平成26年8月～9月

回収率：80.1%（1,128人）

本文中の*マークのある用語は、P36～38に解説を設けました。

指針の構成



第 1 章 策定にあたって

1-1 策定の趣旨と目的

世界は 20 世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和 23 (1948) 年には「世界人権宣言」が国際連合において採択されました。

しかしその後も世界では民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

21 世紀は「人権の世紀」と言われています。グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、より一層の努力を重ねることが期待されています。

本市においては、平成 14 (2002) 年 5 月に「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、この指針の期間が終了した後の平成 23 (2011) 年には「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (以下、「第 2 次総合推進指針」という。)」を策定して市民の人権を守り、また、推進する取組を行ってきました。

また、従来から差別や偏見の対象とされたり、弱い立場におかれているため人権侵害を受けやすい人たちに加え、近年では近隣関係や人間関係の希薄化、インターネットをはじめとする高度情報化の進展、経済のグローバル化などの要因によって人権をおびやかす新たな課題が生じています。第 2 次総合推進指針の期間終了が迫る平成 26 (2014) 年度には「芦屋市人権についての市民意識調査」を実施し、人権の状況に関する市民の意識や行動を改めて把握しました。また、第 2 次総合推進指針で示した施策や指標の達成状況の検証をふまえるとともに、有識者と市民の参画からなる「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」においては貴重な意見をいただきました。

本指針は「第 4 次芦屋市総合計画 後期基本計画」(平成 28 (2016) 年度～32 (2020) 年度)をはじめ各種の計画と整合性を図りながら「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 (2000) 年施行)の趣旨を踏まえ、本市の現状に見合った人権教育・人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針となるものです。

この指針の趣旨に基づき、施策・事業については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見や助言を受けながら、施策の一体的・総合的な推進を図るとともに、人権教育・人権啓発については、市はもとより、市民、事業者、団体等、さまざまな主体の参画と協働のもとに推進することが大切です。

1-2 国際社会とわが国における取組

国連は昭和 23 (1948) 年に「世界人権宣言」を採択し、この理念を実現するために「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)」(昭和 40 (1965) 年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」(昭和 54 (1979) 年)、「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」(平成元 (1989) 年)などの採択によって世界における人権の推進に取り組んできました。

このような世界の動きに対応して、政府においても、「女子差別撤廃条約」の批准とこれに続く「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」施行 (昭和 61 (1986) 年)、「児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)」施行 (平成 12 (2000) 年) など国内法の整備やこれに基づく計画の策定、施策の推進に取り組んできました。

人権教育については、国連において「人権教育のための国連 10 年」が平成 7 (1995) 年にスタートし、これに基づく「人権教育のための世界計画」では、その第 1 フェーズでは初等・中等教育における人権教育の推進が、またその第 2 フェーズ (平成 22 (2010) 年～平成 26 (2014) 年) では「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点があてられ、さらに第 3 フェーズ (平成 27 (2015) 年～平成 31 (2019) 年) では「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた行動計画が採択されています。

政府においては、平成 9 年 (1997) 年に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画を、また平成 14 (2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後「人権教育の指導方法の在り方について」を 3 次にわたって報告するなど、教育・啓発を通じた人権課題の解決と人権推進に取り組んできました。

個別の人権課題に対応した近年の主な動きをみると、女性については「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」施行 (平成 12 (2000) 年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV*防止法)」施行 (平成 13 (2001) 年)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)」の数次にわたる改正などがなされ、女性の人権保護と社会進出を支援する制度が整備されてきました。

子どもについては「児童虐待防止法」の数次にわたる改正や「いじめ防止対策推進法」の施行 (平成 25 (2013) 年) などがなされています。

また、高齢者及び障がいのある人については、成年後見制度*開始 (平成 12 (2000) 年) と、同年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー*新法)」施行など、人権・財産の保護や社会参加を支援する制度が整備されました。

障がいのある人については、「障害者基本法」「障害者雇用促進法」などの数次にわたる改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」施行 (平成 25 (2013) 年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」公布 (平成 28 (2016) 年度施行予定) などがなされてきています。

わが国固有の人権問題としての同和問題については、平成 14 (2002) 年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになりました。

1-3 芦屋市における取組

[市の取組]

「第4次芦屋市総合計画」では、平成32(2020)年における芦屋市の将来像を「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」とし、この将来像の実現のために4つの基本方針を掲げています。

このうち「基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる」では「平和と人権を尊重する意識が行き渡っている」という施策目標を実現するために、人権教育・啓発の推進、効果的な人権意識の普及・啓発、関係機関との連携による取組を実施することとしています。

また、少子高齢化や社会の国際化・情報化などに伴い、人権課題も複雑・多様化する中で、平成23(2011)年に改訂した第2次総合推進指針に基づき、人権尊重の意識を高める契機とするために様々な人権啓発事業を実施してきました。

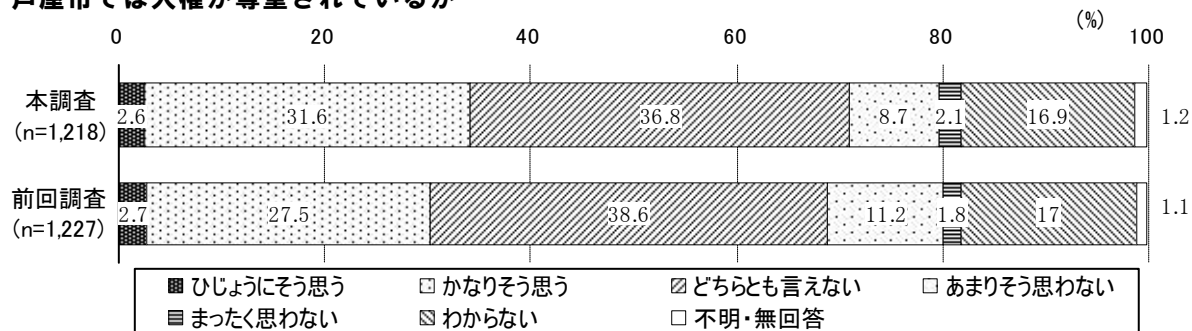
さらに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等の人権課題については各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策を推進してきました。

女性の人権では、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV*対策基本計画)」(平成23(2011)年3月)、「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」(平成25(2013)年)を策定し、女性の人権課題について施策を推進してきました。平成22(2010)年に提言を受けた「芦屋市の国際交流のあり方について」では、外国人市民との多文化共生を目指しています。さらに、学校教育をはじめとするさまざまな場で人権についての教育と啓発に取り組むとともに、同和問題をはじめとする人権啓発の拠点である上宮川センターは住民交流のためのコミュニティセンターとしての役割を果たすなど、啓発をはじめ、研修、相談事業などに取り組んできました。

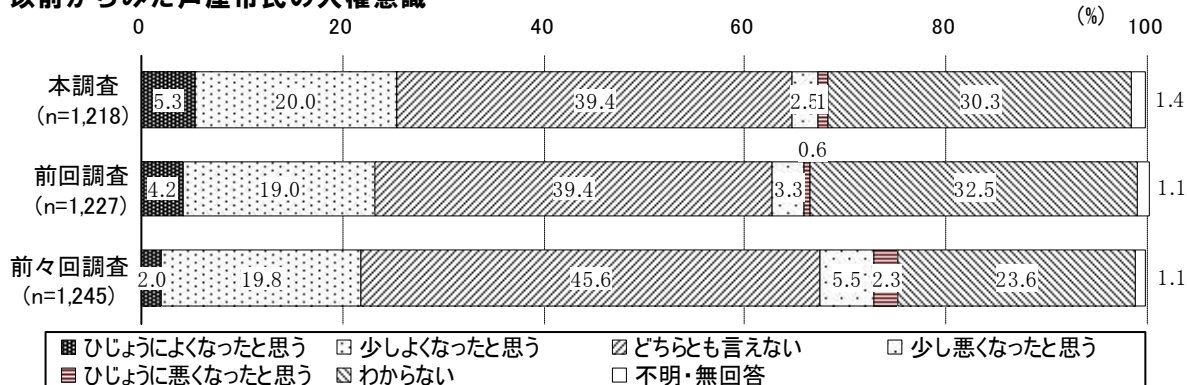
[人権意識の状況と課題]

芦屋市民の人権に対する意識を、市民意識調査結果(平成26(2014)年9月実施)からみると、芦屋市では人権が尊重されているか、については、前回調査と比較して「かなりそう思う」とする割合が増え、「あまりそう思わない」が減っていることから、改善されつつあるという意識がやや強くなっています。芦屋市民の人権意識も「ひじょうによくなったと思う」とする割合が、徐々にではあるものの、増加傾向を示しています。

芦屋市では人権が尊重されているか

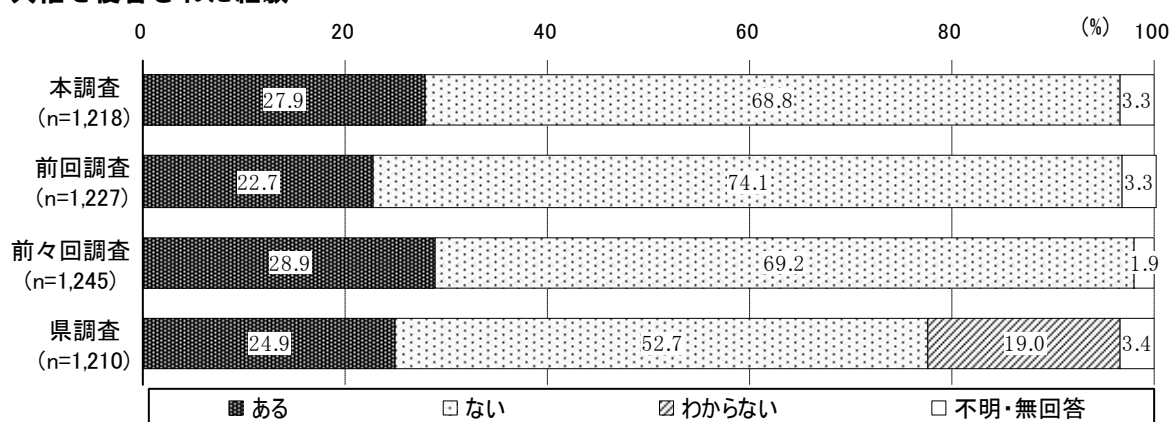


以前からみた芦屋市民の人権意識

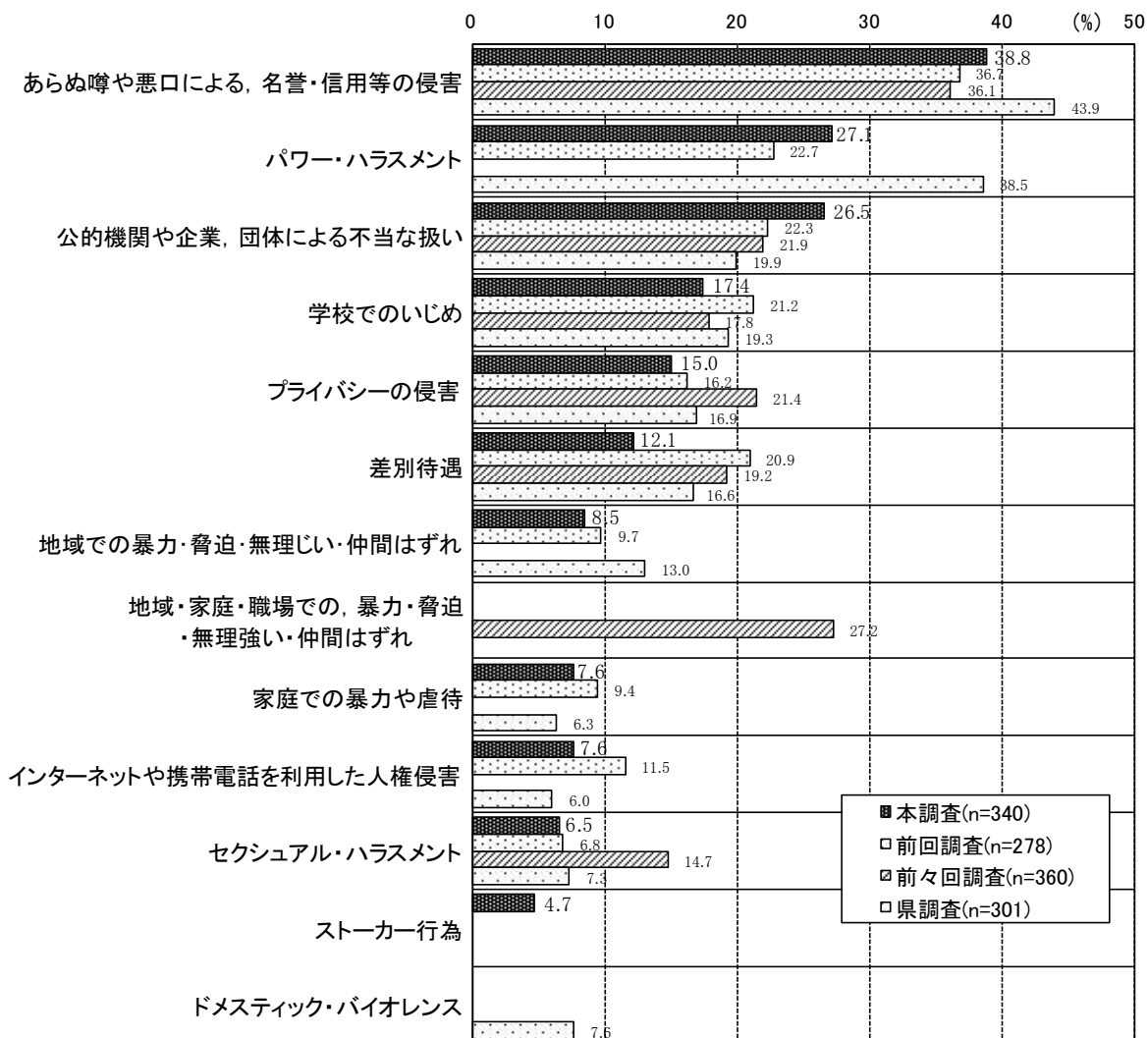


実際に人権を侵されたとする市民の割合は毎回約2割から3割の間であり、その内容は「あらぬ噂や悪口による名誉・信用等の侵害」「パワー・ハラスメント*」「公的機関や企業、団体による不当な扱い」が上位を占めています。またこのうち「公的機関や企業、団体による不当な扱い」は県調査よりも高くなっています。

人権を侵害された経験



受けた人権侵害の内容



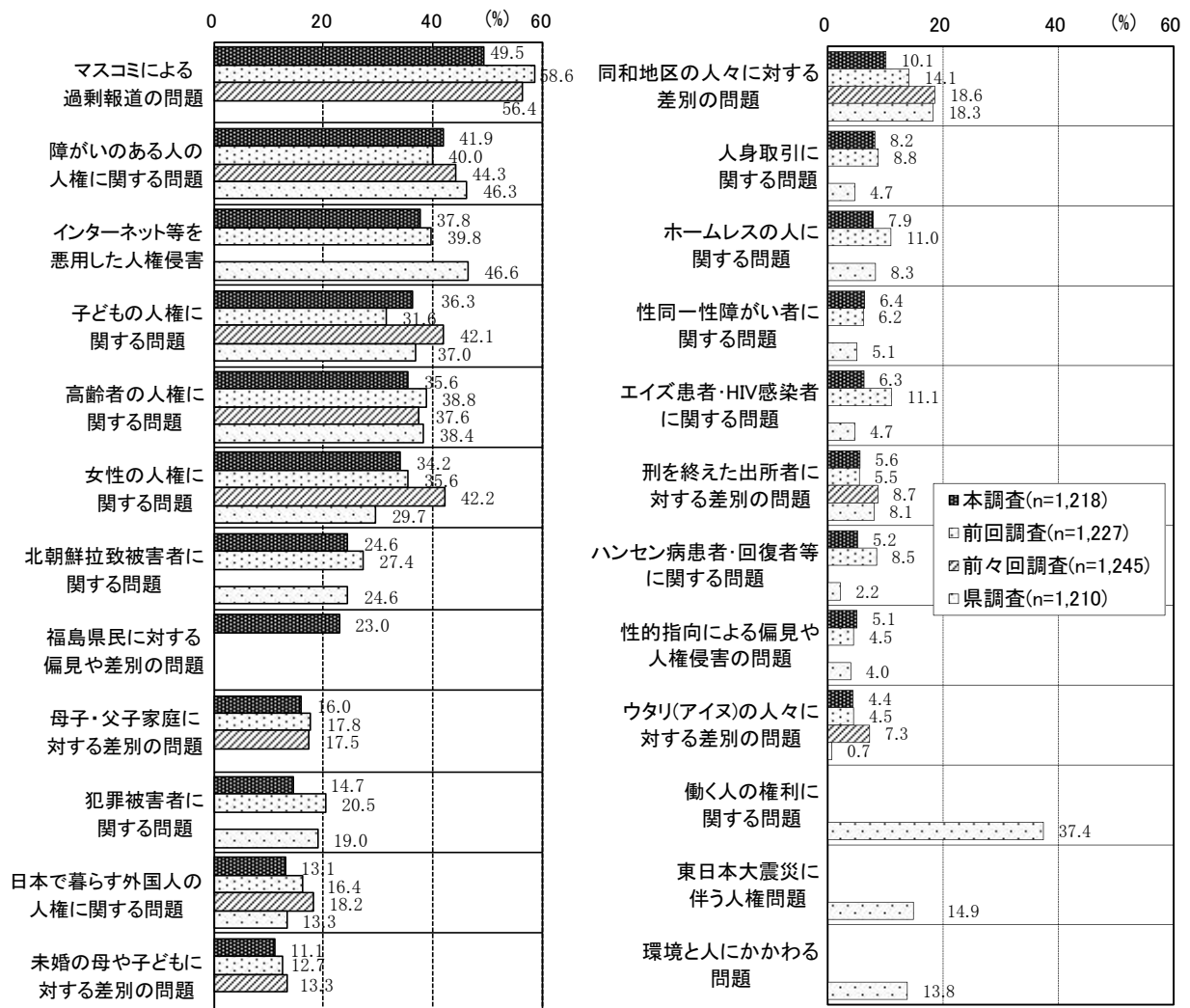
市民意識調査の結果から「人権が尊重されている」と思う市民の割合は増加傾向にあるものの、肯定的評価を示す割合は34.2%*1と3人に1人であり、また「以前からみた市民の人権意識」でよくなったとする割合も増加傾向にあるものの、25.3%*2と4人に1人の割合でしかありません。

差別や人権侵害は、一人ひとりの意識や感覚等から生まれることが多いことから、市民の人権に対する意識を高め人権感覚を磨くために、今後とも教育と啓発の充実に積極的に取り組むことが重要です。

*1:「芦屋市では人権が尊重されているか」について「ひじょうにそう思う」「かなりそう思う」とする割合の和

*2:「以前からみた芦屋市民の人権意識」について「ひじょうによくなったと思う」「少しよくなったと思う」とする割合の和

関心のある人権問題



「その他」「特にない」「不明・無回答」は割愛した

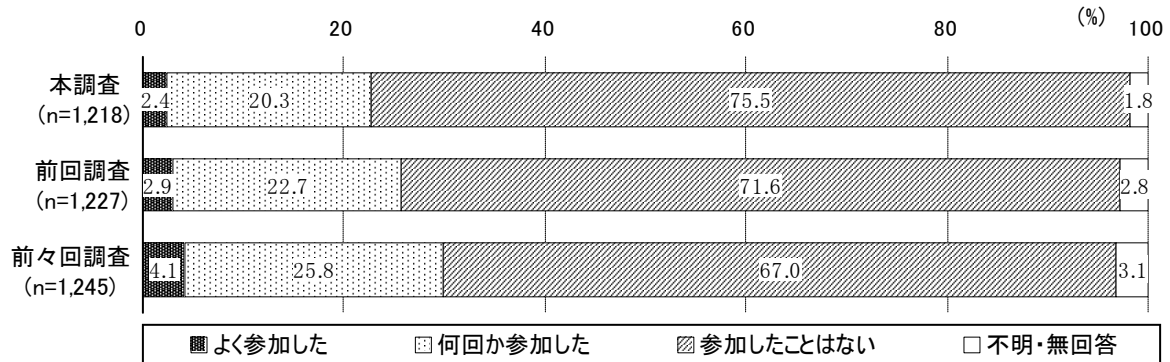
[人権教育・啓発の状況と課題]

市民意識調査で人権問題に関する講演会や研修会への参加経験は「よく参加した」「何回か参加した」の割合が、前々回調査、前回調査、今回調査と、回を追うごとに低下する傾向にあります。また、年に3回掲載する「広報あしや」の人権特集記事の閲覧割合についても、「毎回読んでいる」「ときどき読んでいる」ともに、講演会などへの参加経験と同様に低下傾向にあります。

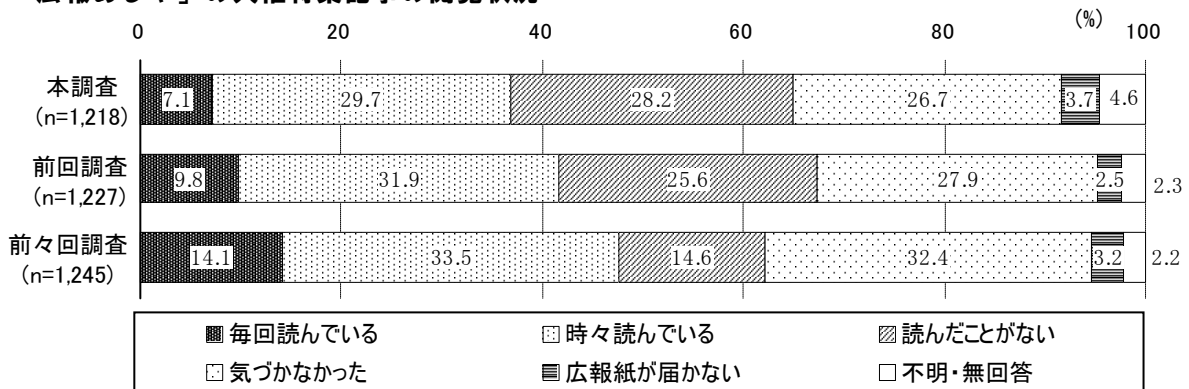
一方、啓発活動で参加・活用してみたいものの第1位は「市の広報紙や冊子などを活用した啓発活動」、また効果的と思われる啓発活動の第1位は「広報あしや」と、広報紙をはじめとする紙媒体が有効であると考えられています。

今後は、広報紙への掲載頻度の増加や多様な媒体による啓発の強化によって、人権啓発の充実とともに、市民が人権を身近に感じ、気軽に参加できる講演会・研修会のあり方などを検討することが考えられます。

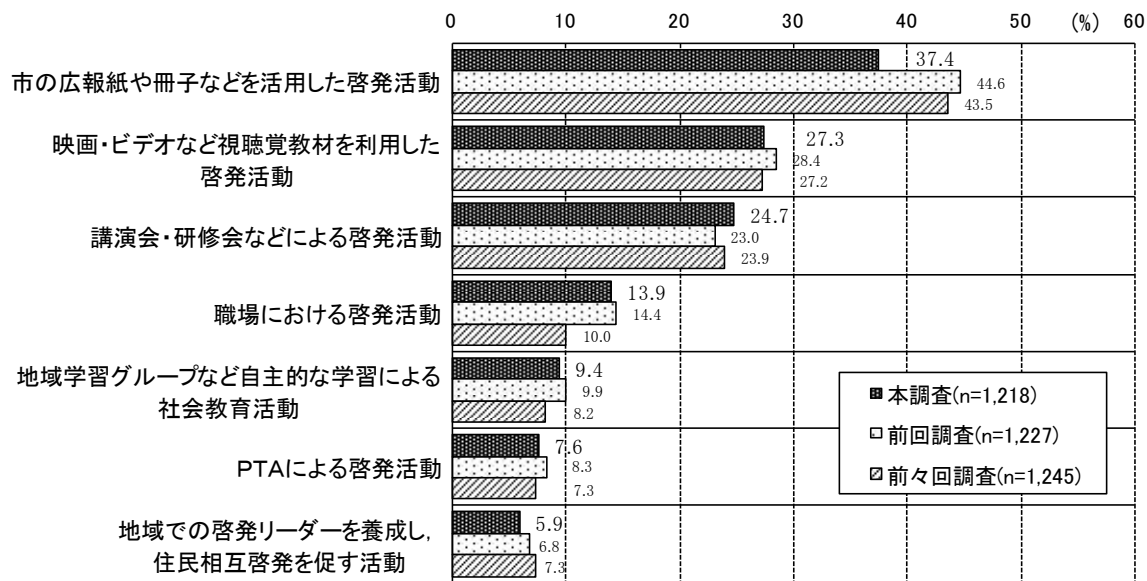
人権問題に関する講演会や研修会への参加経験



「広報あしや」の人権特集記事の閲覧状況

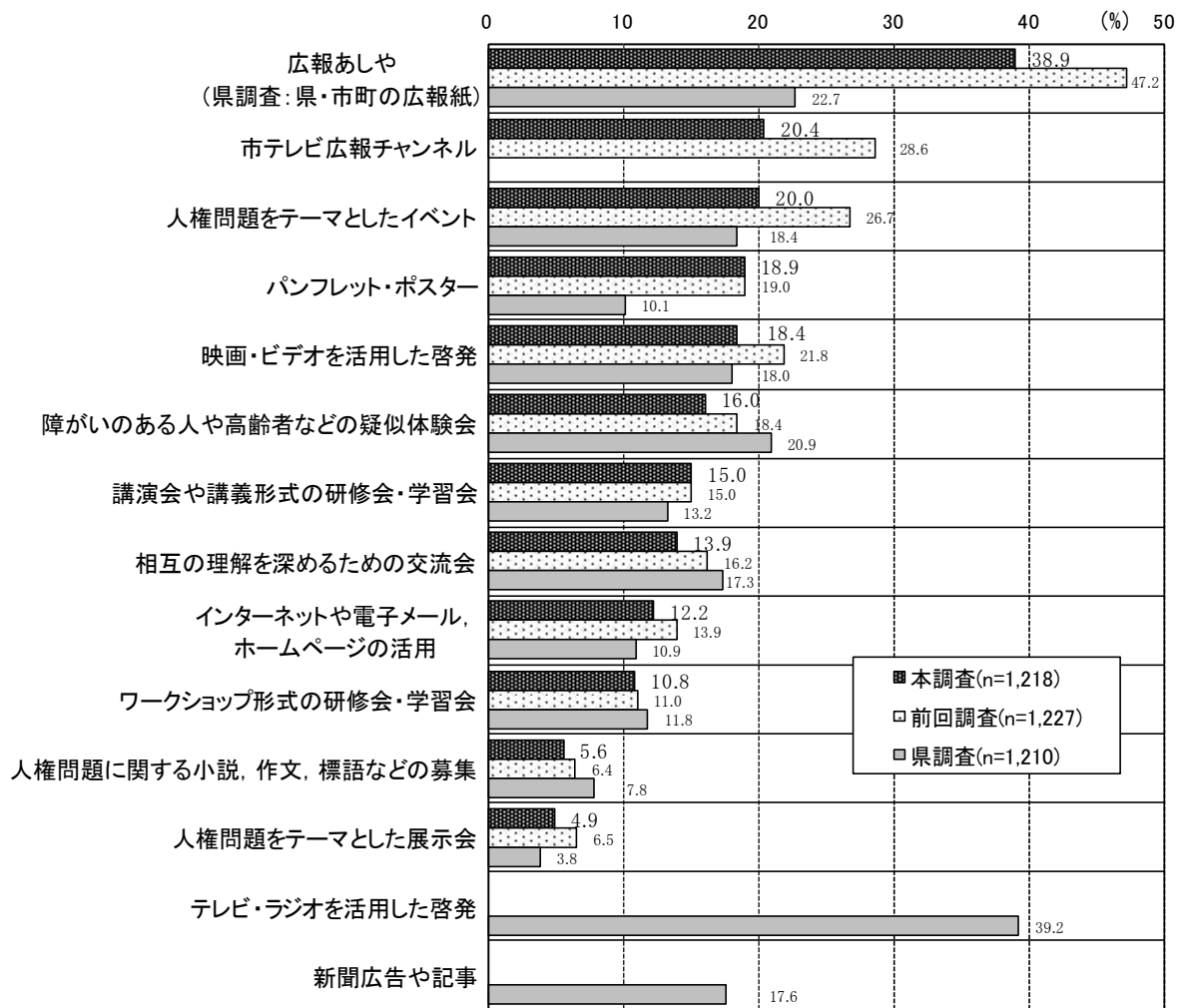


人権問題の啓発活動で参加・活用したいもの



「その他」「不明・無回答」は割愛した

効果的と思われる人権啓発活動



「その他」「わからない」「特にない」「不明・無回答」は割愛した

第②章 基本理念と基本方針

2-1 人権の基本理念

日本国憲法においては、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

このことから「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在である。」ということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。

そのためには、一人ひとりが、自分の権利にとどまらず他人の権利についても正しく理解し、権利の行使にともなう責任を自覚するとともに、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方が求められています。

すべての人が社会活動への参加と参画を実現するための、幅広い権利であると認識する必要があります。

また、地球規模での環境問題や科学技術の発展により、環境保護や持続可能な開発*、あるいは高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシーや肖像権といった権利が主張されるなど新たな人権課題も発生しており、さまざまな視点で捉えていく必要があります。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定され、「人権教育のための国連 10 年」に係る決議や行動計画においては、人権教育は「単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」とされ、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

本市では、これらの考え方を基本に、第 4 次芦屋市総合計画 後期基本計画のもとに、すべての施策に人権の視点を反映させるとともに、すべての人びとの人権が尊重され「人と人がつながって新しい世代につなげる」まちをめざした人権教育・人権啓発を推進します。

2-2 人権教育・人権啓発推進のための基本方針

人権教育・人権啓発はすべての人びとに密接に関わる問題であり、さまざまな意見や考え方があります。このことを踏まえ、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保が重要です。市民と行政の協働のもと、自らの生活の場で日常的に参加できる教育・啓発活動を推進し、人権尊重の理念の普及・啓発に努めます。

また、人権教育・人権啓発は乳幼児から高齢者までそれぞれの発達段階に応じた取組が必要です。乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進し、すべての人びとの人権尊重の精神の涵養を図ります。

人権の基本理念を受け、本指針では、人権教育と人権啓発を推進するにあたって、以下の基本方針で臨みます。

(1) 人権教育の充実

人権の基本理念のもとに、すべての人びとに対する人権教育を充実します。

(2) 学習・交流機会の充実

人権学習の場と機会を充実するとともに、人びとの交流機会を高め、多様な人びとの間の理解を深めます。

(3) 啓発・広報の強化

人権に関する啓発と広報の機能を強化し、すべての人びとの人権への理解と人権感覚を高めます。

(4) 相談・支援体制の確立

人権問題について市民が容易に相談できる機能を高めるとともに、複雑・多様化する人権課題に対して総合的に取り組む体制を確立します。

(5) 関係機関・団体間の連携強化

人権に関わる機関・団体などの間の情報共有や連携強化を進めることによって、人権教育・人権啓発の効果を高めます。

世界人権宣言(仮訳文. 抜粋)

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 3 章

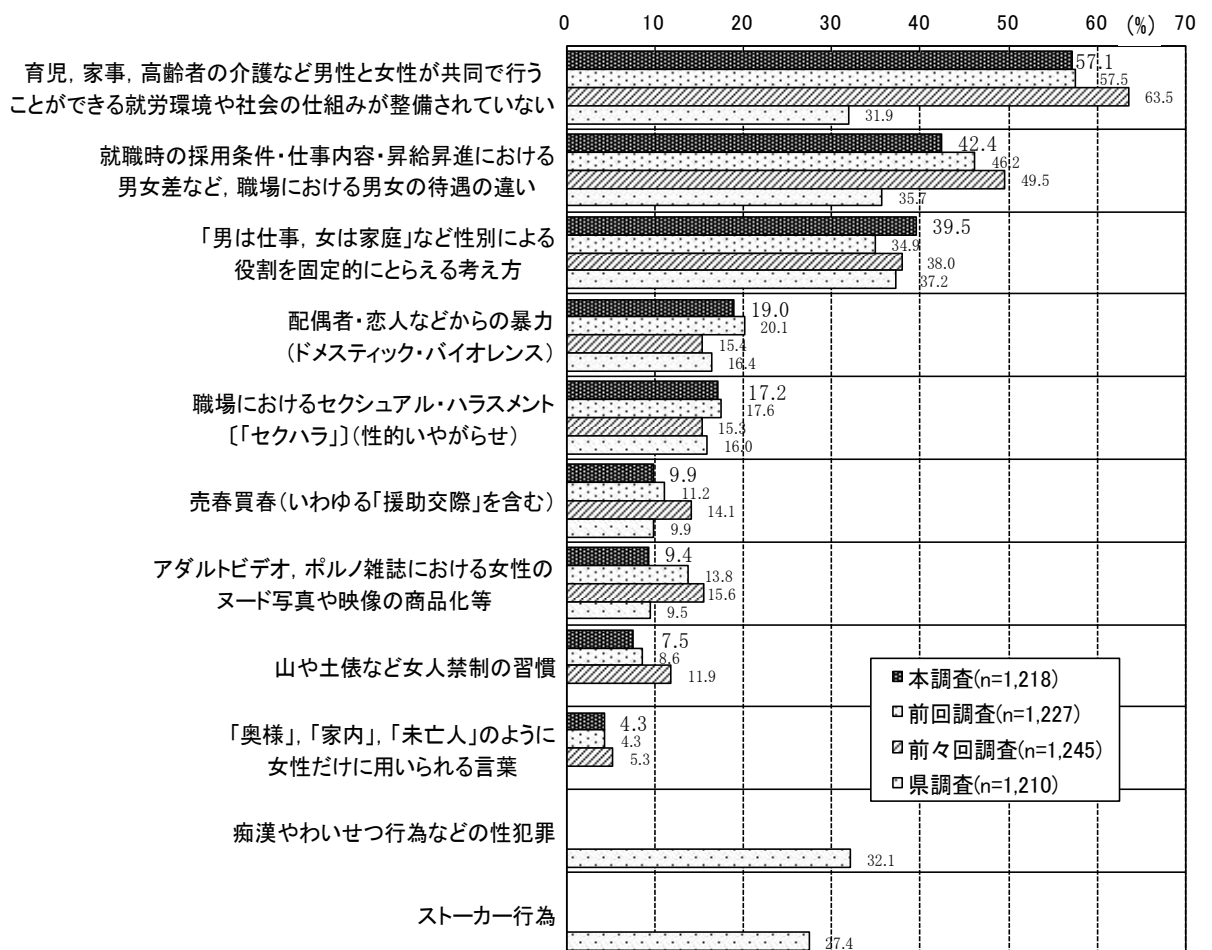
主な人権課題の現状と方向性

3-1 女性の人権

現状と課題

「第 3 次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」では、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、女性のエンパワメント*、ワーク・ライフ・バランス*の促進などの目標のもとに、家庭や職場における性別による固定的な役割分担意識の解消や性別による人権侵害の防止・啓発に努めてきました。「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（芦屋市 DV*対策基本計画）」において、芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）を設置し、専門相談による相談等の充実をはじめ、被害者の早期発見・安全確保を図り、幅広い関係機関の連携のもと、自立支援を行って来ました。また、若年層を対象として「デートDV*」の予防啓発に努めるとともに、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるため、性差別による暴力防止について啓発を進めてきました。

女性の人権に関する問題点



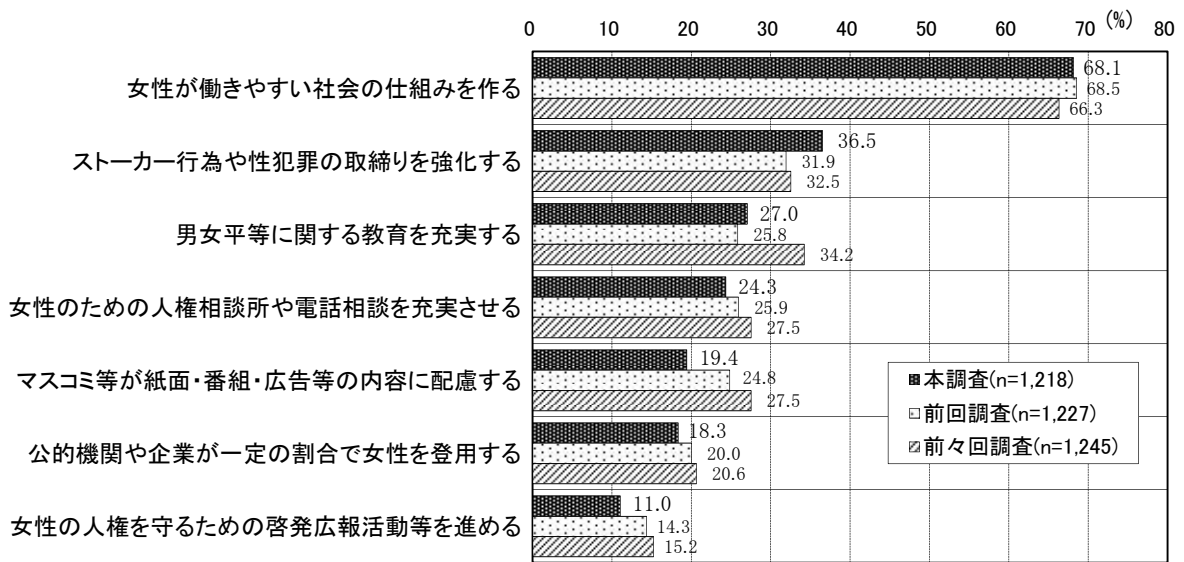
「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

市民意識調査結果では、女性の人権に関する問題点で、第1位は「男女が共同で行うことができる就労環境や社会の仕組みが未整備」(57.1%)、第2位は「職場における男女の待遇の違い」(42.4%)と、就労環境や社会慣行の問題があげられています。また、これに対応するように、女性の人権を守るために特に必要なことでは「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が第1位(68.1%)になっています。

方向性

- 講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させるとともに、NPO等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。
- 男女を通じた労働環境の改善、子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ、ワーク・ライフ・バランス*を推進し、女性の社会参加を促進します。
- 就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。
- 性差別による暴力防止についての啓発を推進するとともに、芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV*被害の防止、被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。
- 若年層に対するデートDV*の予防に関する啓発活動を進めます。
- 市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。

女性の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-2 子どもの人権

現状と課題

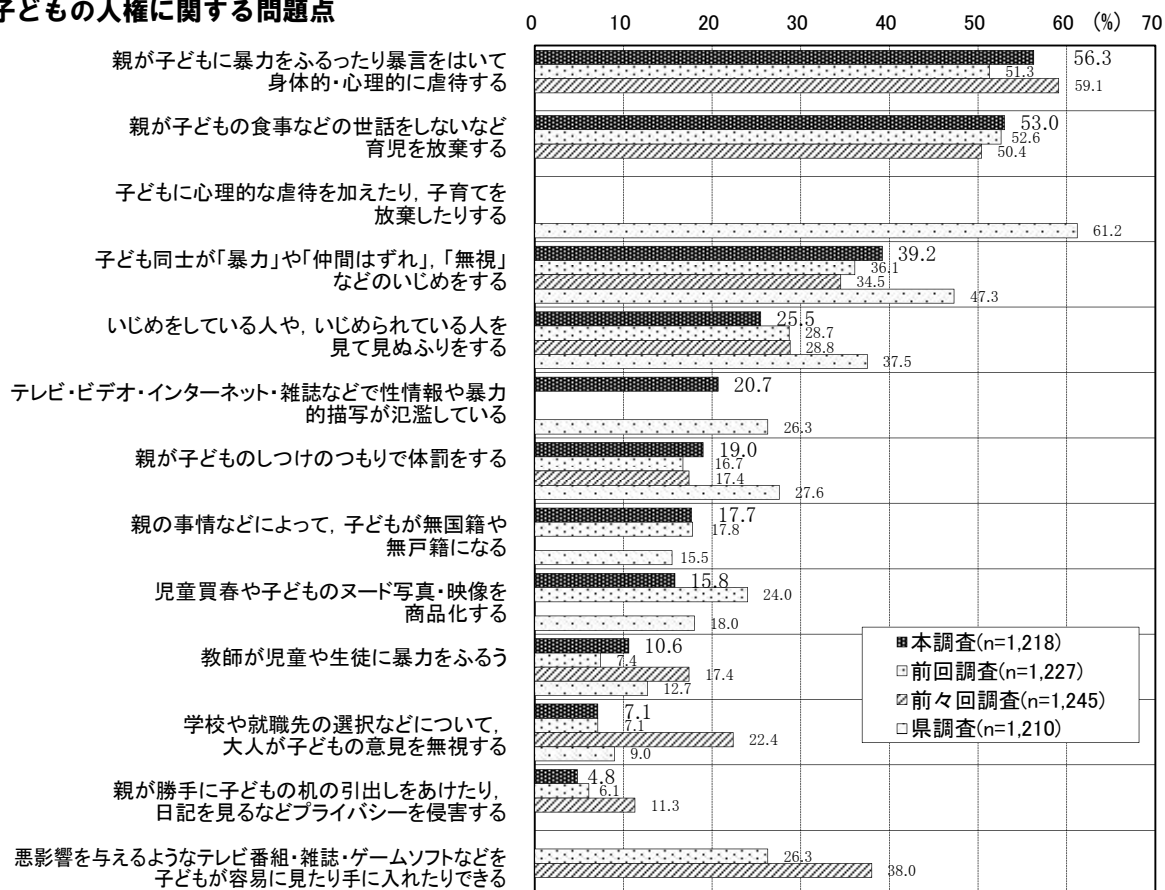
近年、核家族化や少子化などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など急速な社会構造の変化によって、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は厳しく、子育ての不安などさまざまな要因が重なっておこる子どもの虐待やいじめなどが大きな社会問題となっています。

平成元（1989）年に国連において「子どもの権利条約」が採択され、初めて国際条約の中に子どもを虐待から守るための措置をとることが明記され、わが国は平成6（1994）年にこれを批准し、平成12（2000）年には「児童虐待防止法」が施行されました。また、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことから、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

子どもにとって一番大切な「生存・発達・保護・参加」という包括的な権利を実現・保護するためにも、子育てしやすい環境を整備するとともに、地域社会全体で子どもの人格と主体性を尊重しつつ調和のとれた成長発達を援助していく子育て支援が求められています。

本市では、「芦屋市いじめ防止基本方針」（平成26（2014）年）、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」（平成27（2015）年）、「芦屋市子ども・若者計画」（平成27（2015）年）を策定し、子どもが安全に安心して健やかに育つための施策を推進しています。

子どもの人権に関する問題点



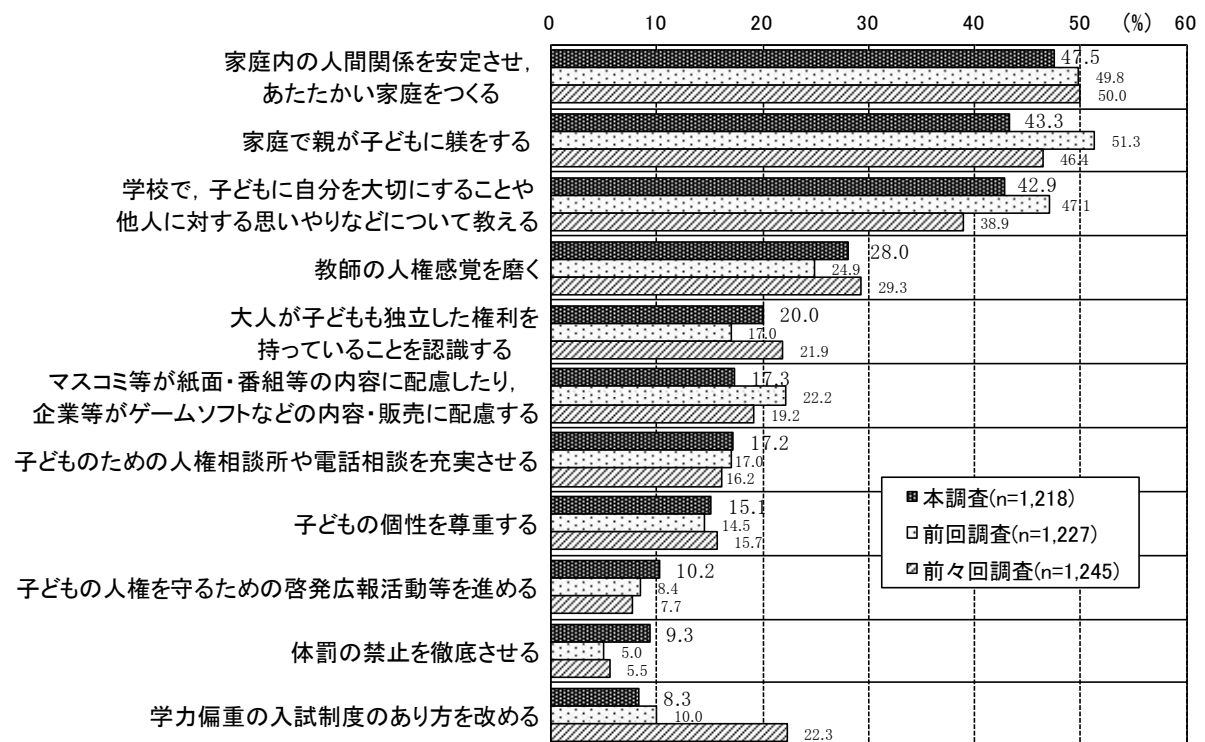
「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で、「子どもの人権に関する問題」は22項目中、第4位（36.3%）と高い位置を占めています。また子どもの人権に関する問題点で、第1位は「親による虐待」（56.3%）、第2位は「育児放棄」（53.0%）と、育児放棄を含む虐待問題が大きな課題として認識されています。子どもの人権を守るために特に必要なことは「あたたかい家庭をつくる」が第1位（47.5%）、「家庭でのしつけ」が第2位（43.3%）で、子どもの人権を守るための原点は家庭にあることが多くの市民に認識されています。

方向性

- 子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。
- いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などにに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。
- 地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。
- 防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。

子どもの人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-3 高齢者の人権

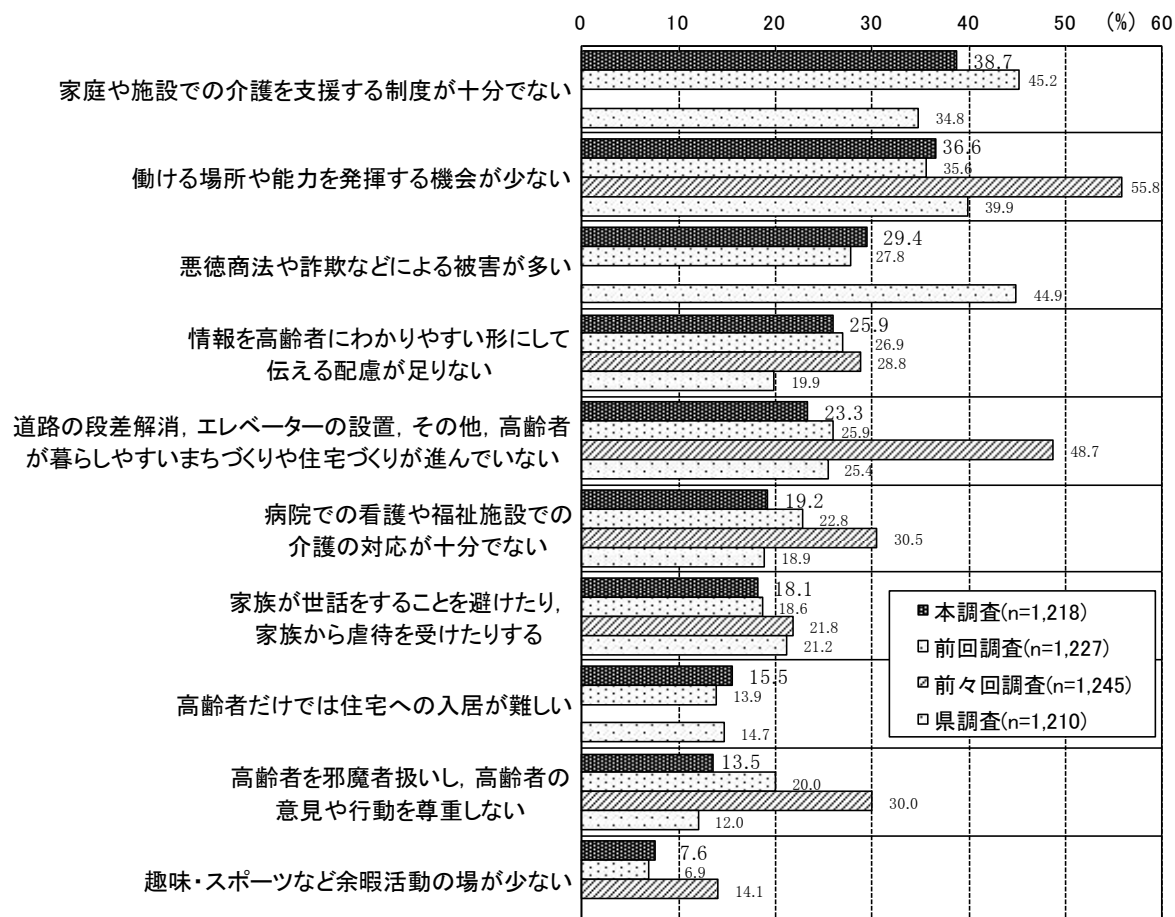
現状と課題

平成 26 (2014) 年 10 月の本市の 65 歳以上人口は 25,475 人で、総人口の 26.3% を占めています (住民基本台帳人口)。第 4 次芦屋市総合計画の推計では、65 歳以上人口は今後も増加を続け、平成 42 (2030) 年には 30% を超えることが予測されており、相対的に弱い立場である高齢者の人権を守ることは将来にわたって大きな課題となっています。

人権の視点でみた高齢者の課題は、心身の活力の低下に伴って健康を維持しつつ人権や財産の侵害などにどのように対応していくかということや、子育てや就労を終えた後に自らの生きがいをどのように見いだしていくかということがあります。

前者については、国における法・制度の整備に従い本市においても「第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (第 7 次芦屋市高齢者福祉計画および第 6 期介護保険事業計画)」を策定し、高齢者の健康の維持や増進を支援しています。人権や財産の侵害については、保健福祉センターでの総合相談窓口の開設や権利擁護支援センターでの成年後見制度*利用支援事業などを実施し、その保護に努めています。また、地域での見守り体制を整備するとともに、高齢者や障がいのある人の外出時の円滑な移動のため「芦屋市交通バリアフリー*基本構想」に基づく、やさしいまちづくりを進めています。後者の生きがいづくりについては、シルバー人材センター事業の推進や老人クラブ活動の促進に取り組んできました。

高齢者の人権に関する問題点



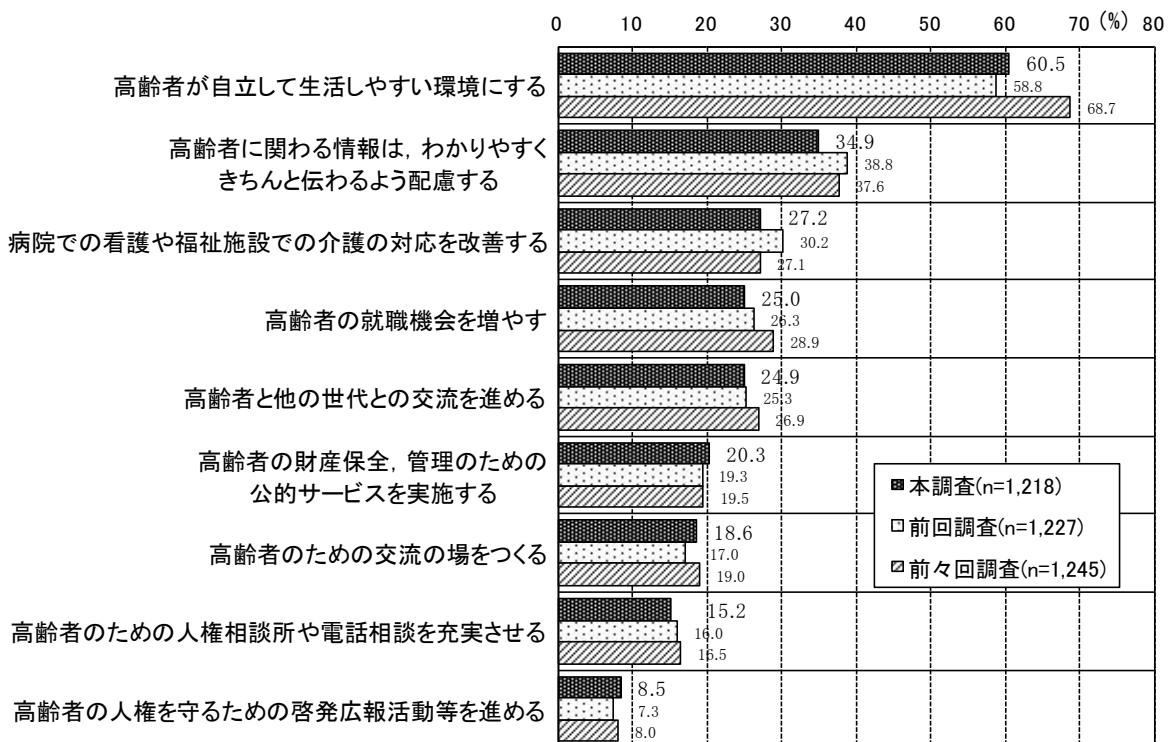
「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「高齢者の人権に関する問題」は22項目中第5位（35.6%）と比較的高い位置にあります。また、高齢者の人権に関する問題点として、その第1位に「介護を支援する制度が不十分」（38.7%）、第2位に「働ける場所や能力を發揮する機会が少ない」（36.6%）があげられています。高齢者の人権を守るために特に必要なことは「自立して生活しやすい環境」が第1位（60.5%）、「高齢者に関わる情報の確実な伝達」が第2位（34.9%）となっており、社会参加、自立、情報などが重要視されています。

方向性

- 関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図るとともに、権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。
- 医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化に加え、自治会、自主防災会、民生児童委員などとも連携して高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。
- 支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。
- 元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。
- 交通施設・公共施設のバリアフリー*化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。

高齢者の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-4 障がいのある人の人権

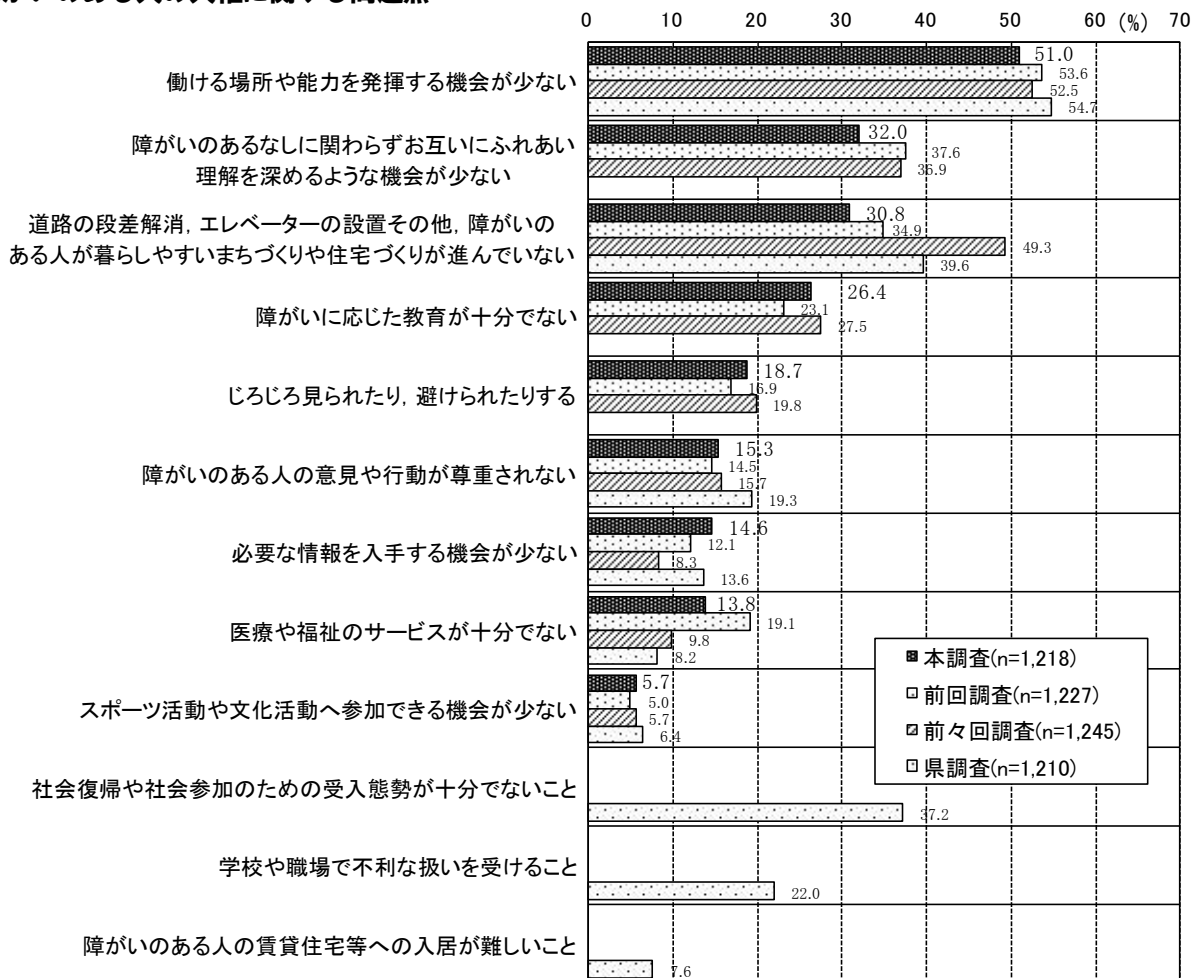
現状と課題

障がいのある人への福祉サービスの一元化や社会参加の促進などを目的とした「障害者総合支援法」が平成 25（2013）年4月から施行されました。

本市では、「芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画」（平成 27（2015）年3月策定）に基づき、総合的な視点から各種施策の方向性を明らかにし、これら施策の体系化のもとに権利擁護の支援や障がいに関する相談支援にも取り組むなど、障がい者福祉の充実と共生・自己決定を進めてきました。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「障がいのある人の人権に関する問題」は22項目中第2位（41.9%）と高く、障がいのある人の人権に関する問題点の第1位は「働ける場所や能力を発揮する場所が少ない」（51.0%）、第2位は「障がいのあるなしに関わらず互いに交流や理解を深める機会が少ない」（32.0%）となっています。また、障がいのある人の人権を守るために特に必要なこととしては「自立して生活しやすい環境」が第1位（59.5%）、「就職機会を増やす」が第2位（33.7%）で、就業・交流など自立と社会参加が課題とされています。

障がいのある人の人権に関する問題点

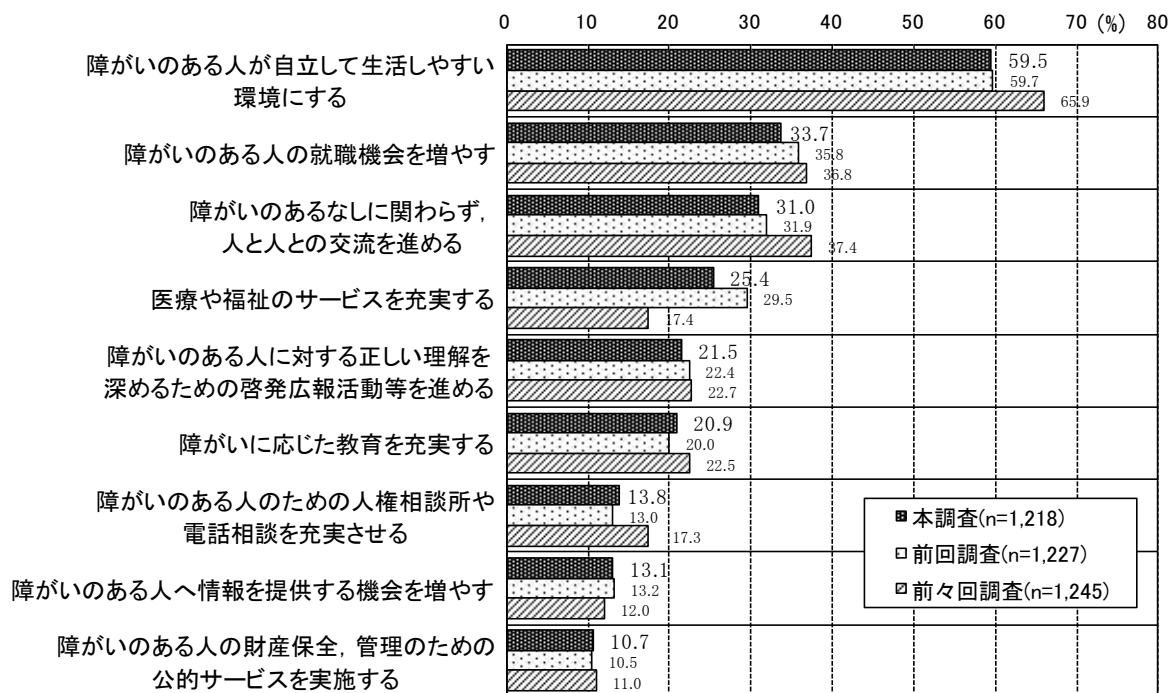


「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

方向性

- 啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。
- ノーマライゼーション*やユニバーサルデザイン*の理念の一層の普及を図るとともにバリアフリー*化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。
- 雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。また、障がい児の療育支援体制の整備を推進します。
- 相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。また、障がいを理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。

障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

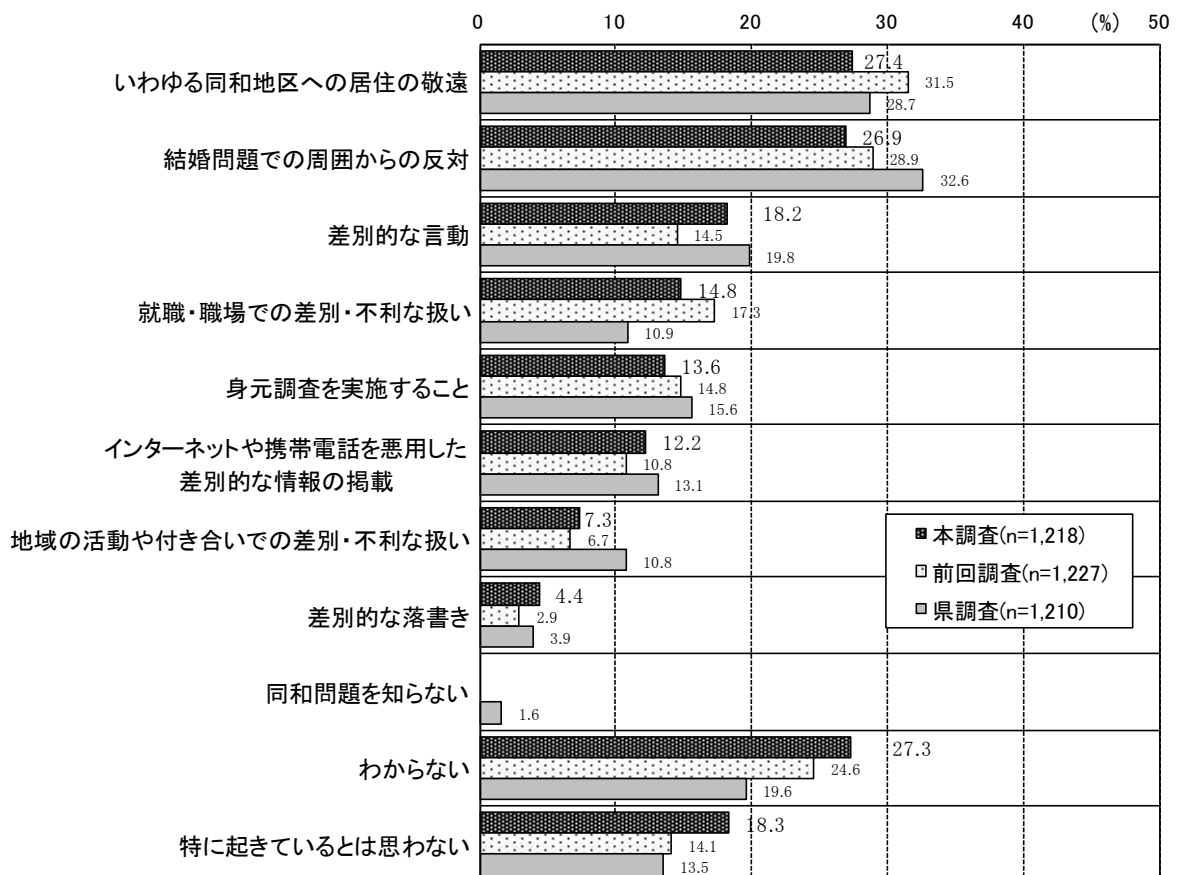
3-5 同和問題

現状と課題

同和問題については、特別措置法*に基づく特別対策や市の生活改善施策によって、様々な面での格差が改善されるとともに、差別意識の解消に向けて教育及び啓発も様々な取組のもとに推進されてきました。一般施策に移行後は、本市の人権教育・人権啓発の取組や上宮川文化センターにおいては、人権啓発と住民交流のための拠点施設として、講演会の開催など活発な活動に取り組んできました。また、芦屋市人権教育推進協議会においても差別意識解消に向けた取組などが続けられています。

市民意識調査結果によると、同和問題に関して起きている人権問題では、第1位「いわゆる同和地区への居住の敬遠」(27.4%)、第2位「わからない」(27.3%)、第3位「結婚問題での周囲からの反対」(26.9%)で上位の3項目はほぼ同じ割合になっています。また、子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応は「子どもの意志を尊重する」が36.3%で、前回調査の37.7%と比較すると低くなっています。同和問題解決に対する考えで、第1位は「人権に関わる問題だから、社会全体で解決に取り組み自分も努力するべきだと思う」(41.5%)とする割合は、前回調査の39.0%より増加しています。

同和問題に関して起きている人権問題

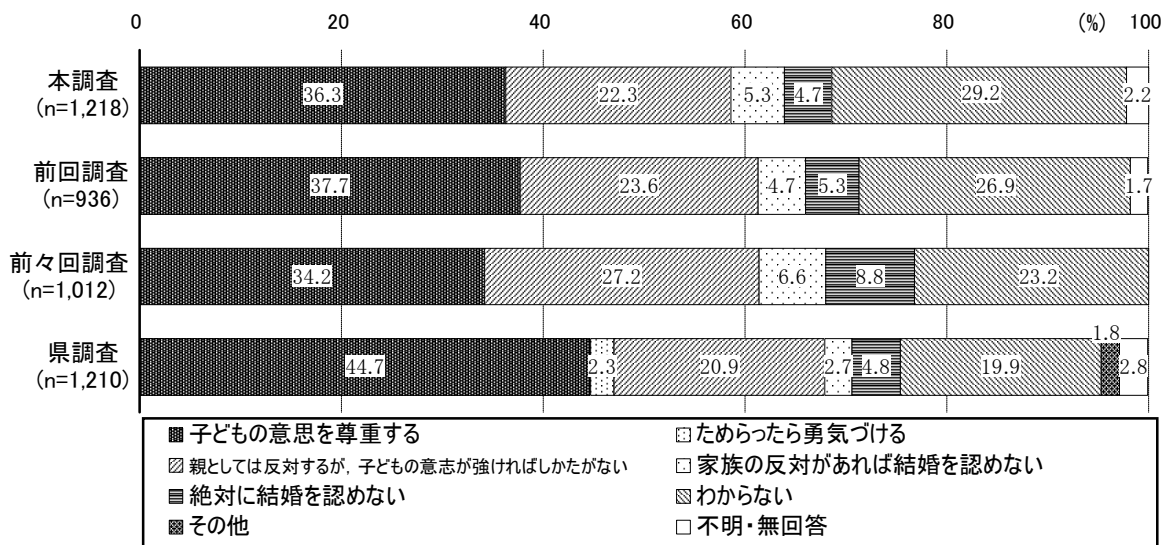


「その他」「不明・無回答」は割愛した

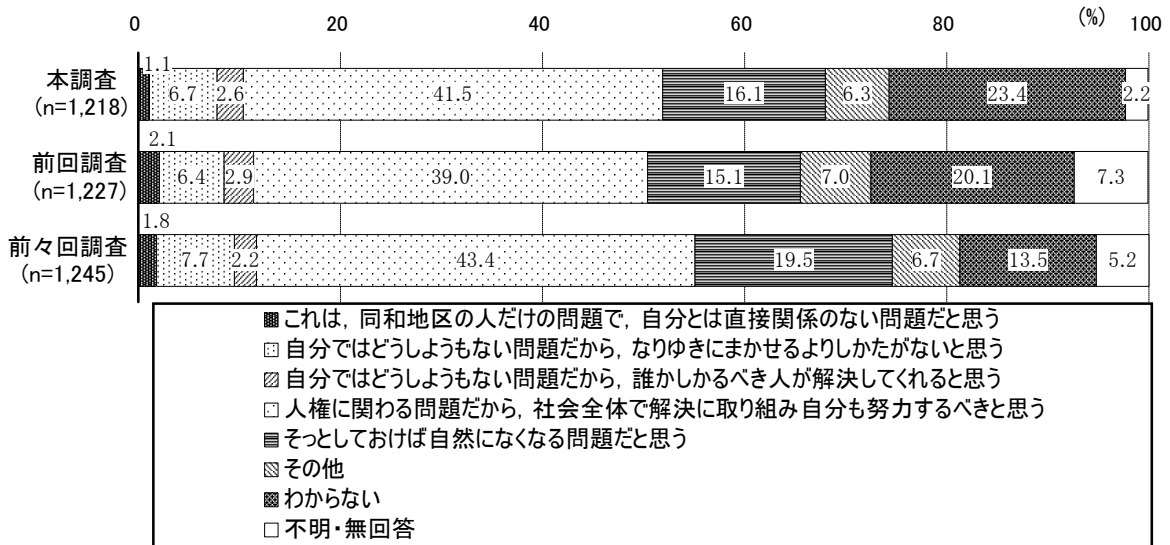
方向性

- 人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組みます。
- 差別発言・落書き、戸籍謄本の不正取得などに対する市民の正しい認識を広げます。
- 住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度*」の周知と適正な運用を行います。

子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



同和问题解決に対する考え



3-6 外国人の人権

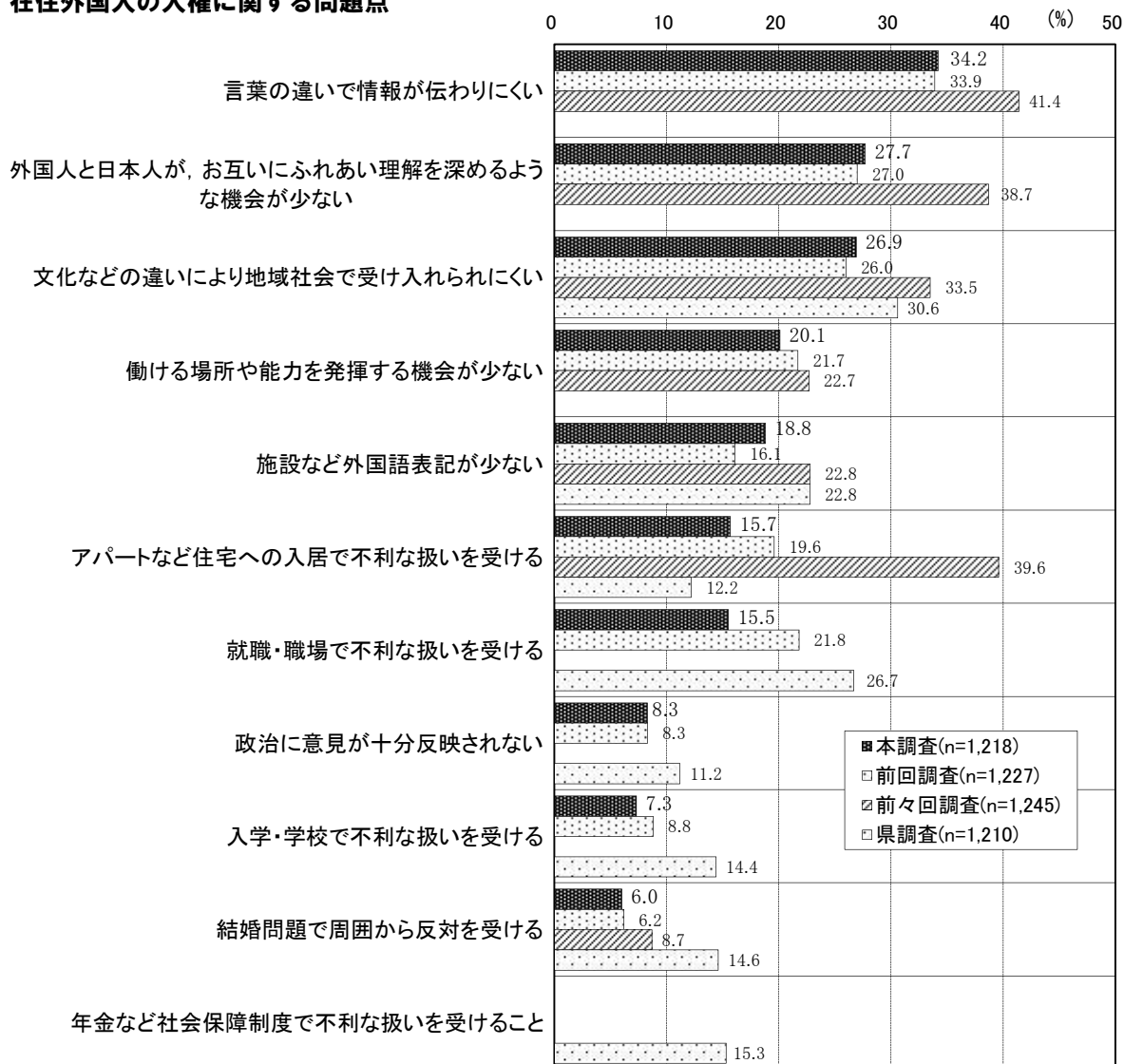
現状と課題

本市に住民登録をしている外国人は、平成 26（2014）年度末で 1,502 人、国籍別では韓国・朝鮮 620 人、中国 304 人、アメリカ 90 人、フィリピン 52 人、ペルー 43 人などとなっています。

芦屋市では平成 23（2011）年 4 月に潮芦屋交流センターを開設し、その施設内の国際交流センターを拠点として、外国人に向けての日本語教室や日本文化の学習会を通じた異文化交流などを行ってきました。このほか、英語版広報紙「アシヤニューズレター」や 4 言語併記版の「あしや防災ガイドブック」等の発行によって在住外国人への情報提供を行っています。

また、アメリカ合衆国カルフォルニア州モンテベロ市とは長年にわたり姉妹都市交流を進めてきました。経済のグローバル化だけでなく、地球規模で人や文化がさまざまに行き交う現在、多文化共生社会の構築が望まれています。

在住外国人の人権に関する問題点



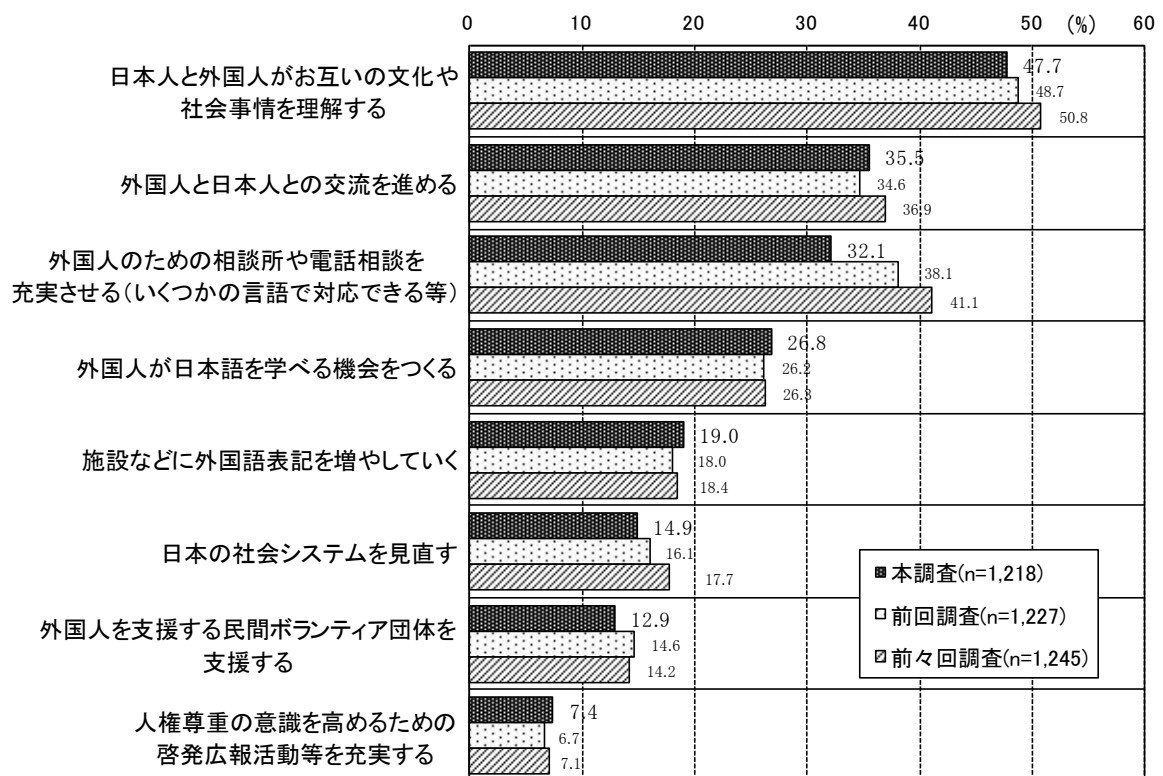
「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

市民意識調査結果では、在住外国人の人権に関する問題点として第1位は「言葉の違いで情報が伝わりにくい」(34.2%)、第2位は「日本人とふれあい理解し合う機会が少ない」(27.7%)となっており、情報・コミュニケーションや相互理解の機会が課題の上位にあげられています。また、在住外国人の人権を守るために特に必要なことは「日本人と外国人が互いに文化や社会事情を理解する」が第1位(47.7%)、「外国人と日本人の交流を進める」が第2位(35.5%)になっており、外国人に対する偏見や差別意識につながらないように、在住外国人の人権を守り、暮らしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

方向性

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。
- 外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援します。
- 各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 在住外国人の市民参画を推進します。

在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-7 HIV * 感染者などの人権

現状と課題

HIV（エイズウィルス）は感染力が弱く、正しい理解があれば感染者と生活をともにすることができます。また発症した場合でも、医療技術の進歩によってHIVの増殖を防いで感染症の進行を抑えることができるようになっていきます。

ハンセン病*は、かつて国による隔離政策によって人びとに誤った認識を与え、偏見や差別を引き起こしてきました。ハンセン病の病原である「らい菌」の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また万一発病しても早期治療によって後遺症は残りません。それにもかかわらず、必要以上に警戒する意識が偏見や差別につながり、患者や感染者の人権を侵害する事象がなくなっています。国も平成 20（2008）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」を制定して差別や偏見の解消に取り組んでいます。

そのほか、グローバル化などによって、エボラ出血熱*、鳥インフルエンザなどさまざまな感染症の発生が過大な反応を引き起こすことがおそれられることから、感染症に関する正しい認識の普及・浸透によって差別・偏見を解消することが求められます。

方向性

○各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデー*やハンセン病を正しく理解する週間*などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。

3-8 犯罪被害者などの人権

現状と課題

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けた経験を持ちます。それだけでなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、あるいは周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害など、被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。

最近では、社会的な認識も高まり、警察や関係機関・団体等による支援活動が進められており、平成 16（2004）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題として「犯罪被害者に関する問題」は 22 項目中第 10 位（14.7%）と比較的高い位置を占めており、前回調査でも 20.5%となっています。

誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者及びその家族の人たちの立場に立ち、その人権を守ることが求められます。

方向性

○犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。

3-9 刑を終えて出所した人の人権

現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、根強い偏見や差別の意識があります。本人の努力にもかかわらず、就職や住宅への入居に際して差別を受けたり、地域社会など周辺からの拒否的な感情に直面するなど、更生と社会復帰をめざす人たちにとって厳しい環境があります。また、本人だけでなくその家族や親族が差別的な扱いを受けることがあります。

今後、社会の一員として、自立した生活を送ることができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の理解と協力が必要です。

方向性

○刑を終えて出所した人が更生への意欲を高め、ふたたび社会の一員として活動できるよう、毎年7月強調月間として行われる「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。

3-10 情報化などに伴う人権侵害

現状と課題

近年は手軽に利用できるスマートフォンの普及などによって、多くの人インターネットを介して、容易に情報を獲得したり、また発信したりできるようになっています。

このため、インターネットを利用した、特定個人を対象とした誹謗中傷や差別的表現による人権侵害が多く発生しています。また、中傷や差別内容ではないものの、個人の過去の事実を不特定多数に知らせることによって当人の人格を傷つける場合があることから「忘れられる権利^{*}」についての議論も起こっています。

またマスメディアによる報道は、市民の知る権利に應えるものではあるものの、その取材・報道過程や報道内容が、プライバシーの侵害や、犯罪被害者やその家族の例にみるように深刻な被害を与えることがあります。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「マスコミによる過剰報道の問題」は22項目中、第1位（49.5%）、また「インターネット等を悪用した人権侵害」は第3位（37.8%）となっており、情報発信や報道に関わる人権侵害は市民の大きな問題意識となっています。

情報化の技術はたえず高度化していき、これとともに人権侵害につながる事象も複雑化しつつあります。市民一人ひとりが情報についての的確に判断し、人権感覚を高めていくことが重要です。

方向性

- インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。
- 情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。
- 市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。

3-11 性的少数者の人権

現状と課題

性的少数者とは、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人たちや、身体上の性と性自認（自分自身がどの性別に属しているかの認識や自覚のこと。「こころ」の性とよぶ場合もあります。）が一致しないと感じたり、違和感を持つことで、身体の性別とは異なる性別で生きることを望む少数の人たちのことをいいます。人口の3～5%程度存在すると言われています。代表的な分類として、「LGBT」（L：レズビアン，女性の同性愛者，G：ゲイ，男性の同性愛者，B：バイセクシュアル，両性愛者，T：トランスジェンダー，身体の性別とは異なる性別で生きることを望む人）があります。

性的指向や性自認は趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意志によって選択するものでもなく、多くの場合は思春期に気づくものであると考えられています。

性同一性障害*については、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、一定の条件を満たす場合は、法令上の性別の取扱い変更について家庭裁判所の審判を受けることができるようになりました。

性的少数者に対しては、人々の理解不足や社会的な対応が遅れていることにより、誤解をされたり、偏見にさらされることがあります。社会には様々な「性のありよう」が存在しており、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

方向性

- 性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。
- 性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないように、広く啓発活動を進めます。
- 性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。

3-12 その他の人権問題

現状と課題

〈3-1 女性の人権〉から〈3-11 性的少数者の人権〉までの項以外に、主な人権課題として「アイヌの人々」、「北朝鮮当局による拉致問題等」があげられます。

アイヌの人々は日本における少数民族として、独自の言語と豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策によって、就職や結婚などにおける偏見や差別を受けてきました。平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が制定され、以降、アイヌ民族を先住民民族とする決議や宣言がなされ、アイヌの人々の人権を擁護する政策が推進されてきました。

1970から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定され、5名の被害者が帰国しましたが、他の被害にあわれた方については未解決のままです。解決に向けて、平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行されるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、取組みが行われています。

また、市民意識調査結果では、関心のある人権問題として「母子・父子家庭に対する差別の問題」「未婚の母や子どもに対する差別の問題」などは10%以上となっており、決して少なくありません。

このほか、在日韓国・朝鮮人、被差別部落出身者などへの重層的、複合的な差別*が続いてきました。

さらに近年では、在住外国人などへの差別的言論（ヘイトスピーチ）の問題、長期無業者や非正規雇用の増加などに伴う格差や貧困の拡大、長時間労働、またいわゆるブラック企業など雇用・就業に関する問題などが人権との関わりで検討課題となっています。また生命科学の進歩とともに、遺伝子による選別・排除や遺伝子操作など生命倫理に関わる問題も人権の点からの検討課題としてあげられます。社会の変化とともにあらわれるさまざまな課題を、絶えず人権の眼でみていくことが求められています。

方向性

- アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。
- 北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。
- 少数者に対する人権侵害を注意深く監視して、これを抑止するとともに、教育・啓発活動を広げていきます。
- ヘイトスピーチ、ワーキング・プア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。

第 4 章

それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権を、わがことであるという感覚として身につけることが重要です。

4-1 家 庭

現状と課題

市民意識調査結果では、子どもの人権に関して、家庭での親の暴力や育児放棄の問題が上位に位置する一方、子どもの人権を守るためにはあたたかい家庭をつくることや親のしつけが重要であるとされています。また、男女が対等に社会で能力を発揮するためには、家庭での育児や介護について保護者が互いに協力して取り組むことが欠かせません。このように、家庭は人権意識を育てる原点といえる位置にあります。

そのためには家庭の教育力の向上を図るとともに、コミュニティでの助け合いや交流を高めることや、社会的な仕組みとしてワーク・ライフ・バランス*の推進を図ることが必要です。

方向性

- 子どもや高齢者の人権擁護、家庭における男女共同参画の意義などの啓発を推進します。
- 個々の家庭が理解・交流しながらつながりを高め、家庭が地域社会とともに歩むことを促進します。
- 子育てに悩み、また情報を求める保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

4-2 学校等

現状と課題

市民意識調査結果によると、受けた人権侵害の内容で「学校でのいじめ」は17.4%と高い割合を示しています。特に20～29歳では50.0%、16～19歳で42.9%と若い層では4割以上を占めています。

本市では、平成22(2010)年度に「芦屋市教育振興基本計画」を策定し、「命と人権を大切にする教育の充実に取り組むこと」を重点目標2として、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育や、子どもたちの「心」を支えるシステムやネットワークの充実に取り組んでいます。また「芦屋市いじめ防止基本方針」のもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制を整備しました。

今後は、児童・生徒一人ひとりが互いの人権を尊重するための教育の取組をより一層充

実することが重要です。

方向性

- 子どもたちの発達段階に配慮しつつ、人権尊重の心と態度を育む教育を充実します。
- 家庭や地域社会と連携して、また校種間の連携によって子どもたちを見守るとともに、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を図ります。
- 教職員の人権研修を充実します。
- OPTA での人権学習会実施など、保護者に対する働きかけを行います。
- 園児・児童・生徒と、障がいのある人、高齢者、外国人などとの交流を積極的に行い、一人ひとりを大切にすることや多様性への理解を促す機会を充実します。

4-3 地 域

現状と課題

市民意識調査結果によると、受けた人権侵害の内容で「地域での暴力・脅迫・無理じい・仲間はずれ」をあげている割合は 8.5%となっており、地域コミュニティにおいてもさまざまな人権問題が発生しています。

地域は、日常生活や地域活動を通じてさまざまな人権課題についての理解を深め、実践していく場です。地域での生涯学習の一環としても人権教育を位置づけ、充実していくことにより、差別や排除のない明るい地域社会を作っていくことが必要です。

方向性

- 社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。
- 出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。
- 地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。
- 地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組みます。

4-4 事業所

現状と課題

企業や各種団体などの事業所は、社会の一員としての責任を負い、また社会貢献活動への期待を担う存在です。また、従業員に対する経済的責任を有するとともに、就業条件や就業環境において人権尊重が反映されなければなりません。

市民意識調査結果によると、女性の人権に関する問題点として就労環境や職場における男女の待遇の違いが上位を占めていました。また、受けた人権侵害の内容で、「パワー・ハ

ラスメント*」は12項目中第2位(27.1%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」は第3位(26.5%)であり、これらは事業所での発生も多く含まれているものと思われます。また、平成23(2011)年に芦屋市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で男女の平等感をたずねた結果では、職場において「男性の方が非常に優遇されている」と感じる市民が22.7%と9項目の第1位となるなど就労の場での性別に関わりのない処遇が求められており、地位・報酬などの処遇と就労環境の両面から人権尊重の職場づくりを進めていくことが求められます。

方向性

- 経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。
- 研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。

4-5 その他の場や機会

現状と課題

人権啓発については、西宮市とともに人権啓発活動地域ネットワーク協議会を結成していますが、今後は人権教育・啓発に関してより広域的な連携に取り組むことが求められます。また、行政以外のさまざまな主体やメディアに対して働きかけ、人権教育・啓発の効果を広く強くすることが必要です。

方向性

- 阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。
- 公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。
- 市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。
- そのほか、あらゆる場における人権教育・啓発の機会をとらえて推進します。また、その際だれもが参加しやすいよう企画・運営面で配慮します。

第5章 市職員等への教育・啓発

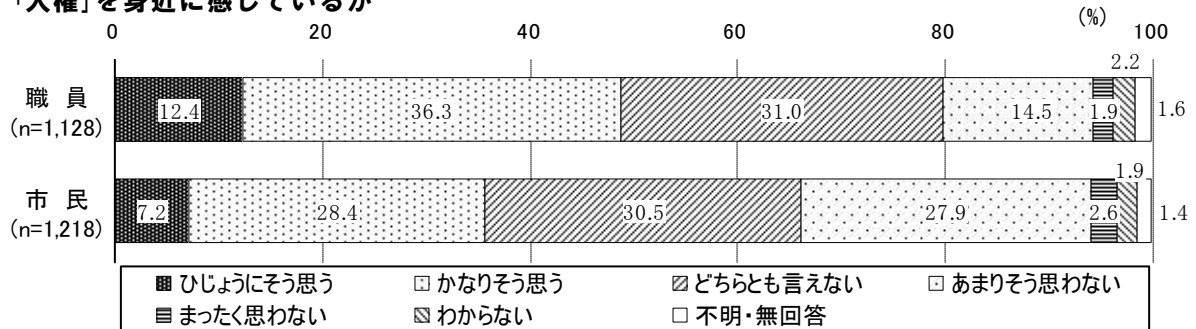
5-1 職員の意識向上

現状と課題

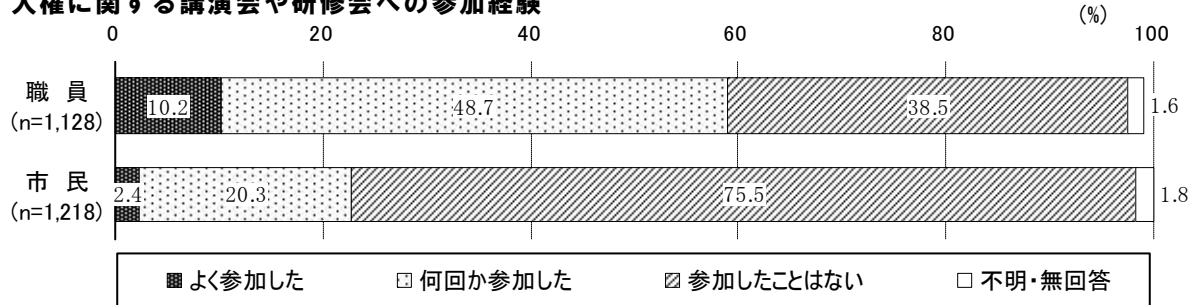
市職員に対する意識調査では、人権を身近に感じているかについては「どちらとも言えない」「あまり身近に感じない」「まったく身近に感じない」と答えた割合が47.4%と約半数が身近に感じていないとの結果となっています。また「人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない」と答えた割合が38.5%で、参加しない理由として「講演会などが開かれているのを知らなかった」と答えた割合が22.6%、「人権問題に関心がない」と答えた割合が10.6%となっています。さらに「広報あしや」の人権特集記事を読んだことがあるかでは、「読んだことがない」と答えた割合が23.8%、「気づかなかった」と答えた割合が18.4%となっており、人権に対する意識が希薄な職員が多いという結果がみられます。

豊かな人権文化*を育む市政を推進するためには、すべての職員が自らの職務に止まらず、自身の生活などすべての場面において人権について関心を持つ姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組んでまいります。

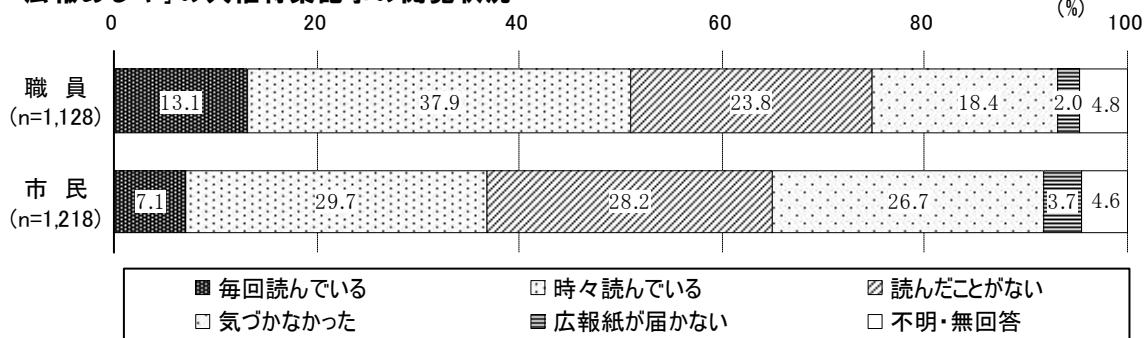
「人権」を身近に感じているか



人権に関する講演会や研修会への参加経験



「広報あしや」の人権特集記事の閲覧状況



方向性

○全庁的な職員研修の充実

新入職員から管理職にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。また、管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。

○職場環境の改善

セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくります。

5-2 特定職業従事者の意識向上

現状と課題

市民意識調査結果では、受けた人権侵害の内容で、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」は第3位（26.5%）と高い割合となっています。

教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員などは、その業務を通じ、健康状態や生活実態など市民のプライバシーに触れる機会が多く、また人としての尊厳を十分に尊重すべき立場にあることから、より一層人権に対する配慮が求められます。

方向性

○教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進める

とともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。

- 福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。また、私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。

第 6 章

本指針の総合的効果的な推進

6-1 事業計画の策定と評価

具体的な施策については、啓発事業のほか、その他の施策も含め、年度当初に「人権施策に関する進行管理調書」を作成し、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。併せて、人権の視点に立って「指標と目標値」を設定するとともに、必要に応じ再設定を行うなど事業の推進を図ります。また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

6-2 推進体制の充実

市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整を行います。

また、要介護高齢者が虐待を受けるなど分野をまたいだ課題やインターネットの「なりすまし」による誹謗・中傷など、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、人権関係課間の情報共有を図るとともに相互の連携を強化します。

6-3 人権関係機関等との連携・ネットワーク構築

人権教育・啓発を円滑に実施するため、地域で活動する福祉関係団体をはじめ、神戸地方法務局、(公財)兵庫県人権啓発協会、芦屋市人権教育推進協議会などの人権関係団体と連携を強化するとともに、ネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催など、啓発、相談等の効果的な推進を図ります。

6-4 参画・協働の推進

人権尊重の意識は一人ひとりの心の中で育まれるものであることから、市民の間に草の根的に広がることが重要です。そのためにはNPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のための自発的活動を行政が支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全市的な広がりを図ります。また「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見や助言を施策に反映していきます。

6-5 指針の期間と見直し

この総合指針の期間を、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度の 5 年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。

用語解説

(見出し語の後のカッコ内数字は初出ページ)

ドメスティック・バイオレンス（DV）（3）

親密な関係にある、またはあった配偶者や恋人などの間での身体的・精神的・性的・経済的な暴力のこと。

バリアフリー（3）

障がい者、高齢者などの社会的弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

成年後見制度（3）

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益をこうむらないよう、本人の行為の代理または行為を補助する人を家庭裁判所が選任する制度。

持続可能な開発（10）

環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つこと。

女性のエンパワメント（12）

グループ活動などの人とのかかわりの中で、本来自分が持っている力（パワー）を発揮すること。女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする考え方。

ワーク・ライフ・バランス（12）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。

デートDV（12）

恋人同士や交際中のカップルなどの間で起こる暴力で、相手に対して力を持ち、支配しようとする行為。

ノーマライゼーション（19）

障がいのある人が社会の一員として日常活動ができる条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方。

ユニバーサルデザイン（19）

文化・言語・国籍の違い、性別や年齢の違い、障がいの有無などに関わらずだれもが利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

特別措置法（20）

同和問題解決のため、昭和 44（1969）年以降 33 年間、3 度にわたり制定された特別措置法。同和对策事業特別措置法（同対法）（昭和 44（1969）～57（1982）年度）、地域改善対策特別措置法（地対法）（昭和 57（1982）～62（1987）年度）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）（昭和 62（1987）～平成 14（2002）年度）。

本人通知制度 (21)

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。本市では、平成 26(2014)年 7 月から導入。

HIV (エイズウイルス) (24)

人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群 (AIDS) を発症させるウイルス。HIV 感染者とは、抗体検査によって HIV が確認されているが感染症を発生していない人のこと。

ハンセン病 (24)

らい菌によって末梢神経や皮膚が冒される感染症。感染力が弱く、現在では治療法が確立されている。

エボラ出血熱 (24)

平成 26 (2014) 年に西アフリカで集団発生したエボラウイルスによる急性熱性疾患。特徴は、血液や体液との接触によりヒトからヒトへ感染が拡大し、多数の死者を出す流行を起こすこと。国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態として、WHO が流行国等に更なる対応の強化を求めている。

世界エイズデー (24)

昭和 63 (1988) 年に、世界保健機関 (WHO) は 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、この日に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

ハンセン病を正しく理解する週間 (24)

昭和 39 (1964) 年に、6 月 25 日を含めた週を「ハンセン病を正しく理解する週間」とすることが定められ、ハンセン病の正しい知識の普及に向けてさまざまな事業が実施されている。

忘れられる権利 (26)

インターネットにおけるプライバシーの保護のあり方として登場した新しい権利。インターネットは爆発的な速度で情報を拡散し、半永久的に記憶する。このことが深刻なプライバシー侵害を引き起こすことがあり、個人が管理者に対して、個人データを削除させる権利、当該データのさらなる拡散を停止させる権利のこと。

性同一性障害 (27)

「性同一性障害」は疾患名であり、身体上の性と性自認が一致せずに、葛藤や苦悩が持続し、日常生活において障がいを生じさせる程度までになる状態をいう。性別違和を持つ全ての人が治療を望んでいるわけではない。

重層的・複合的な差別 (28)

重層的な差別とは、複数の差別が蓄積した状態をいい、複合的差別とは、いくつかの差別が互いに絡みあい、複雑に入り組んだ状態をいう。

ワーキング・プア (28)

フルタイムで働いているにもかかわらず賃金が低く、生活の維持が困難な就労者層のこと。

ブラック企業 (28)

労働条件や就業環境が劣悪で、従業員に過重な負担を強いる事業所の通称。長時間労働や過剰なノルマ、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、法令に抵触する営業行為の強要などの反社会的な行為が常態化している。

人権文化 (32)

日常の生活で、互いの人権を尊重することをあたりまえのこととして自然に考え行動することが定着していること。

セクシュアル・ハラスメント (33)

性的言動によって相手に不快感や肉体的・精神的な苦痛・困難を与えること。本市の男女共同参画推進条例では「性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること」と規定している。

パワー・ハラスメント (33)

職場での地位や権限を利用して与える嫌がらせやいじめのこと。

資料

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

〔基本的人権〕

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉〕

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔基本的人権の由来特質〕

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明ら

かにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略, 順不同)

任期：平成26年12月1日～28年11月30日

区分	氏名	役職名
学識 総括	いわつき ともや 岩槻 知也	京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授
女性	よしかわ ひろみ 吉川 博美	芦屋市男女共同参画団体協議会
子ども	ひらた ゆみこ 平田 由美子	芦屋市民生児童委員
高齢者	はやし さたお 林 貞男	芦屋市老人クラブ連合会
障がい	あさくら きさく 朝倉 己作	特定非営利活動法人 芦屋市手をつなぐ育成会
同和問題	やまさき おさむ 山崎 修	部落解放同盟 芦屋支部 支部長
外国人	うえだ たえこ 植田 多江子	特定非営利活動法人 芦屋市国際交流協会 理事
人権全般	しみず あきこ 清水 章子	芦屋市人権教育推進協議会 会長

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱

平成13年10月1日

(設置)

第1条 芦屋市における人権教育及び人権啓発の推進について、幅広く市民及び知識経験者の意見を求めるため、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る基本的な方針並びに計画の策定に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員の人数は、9名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、人権推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。